

(4) 案内標示

| 特定施設整備基準 | 目標となる基準 |
|---|---|
| 案内板を設ける場合にあつては、1の(10)のAに定める基準に準じたものとする。 | 案内板を設ける場合にあつては、1の(10)のAに定める基準に準じたものとする。 |

基準解説

| | | |
|--------|--|------------------|
| 案内板の仕様 | 1の(10) [建築物の案内標示の基準]を準用している。 目標となる基準では、視覚障がい者の利用を円滑にするため、点字による標示の併記を規定している。 | 62～63 ページ を参照 |
|--------|--|------------------|